

# 岐阜県公報

第二千七百三十七号  
平成二十八年四月五日

(火曜日)

関ヶ原都市計画の図書の縦覧  
落札者等に関する公示

(都市政策課) 二三二  
(可茂県事務所) 二三三

## 目次

### 告示

保安林に指定する予定である旨の通知

(治山課) 二二〇<sup>ハ</sup>

道路の区域変更

(道路維持課) 二二〇

道路の供用開始

(同) 二三三

### 選挙管理委員会告示

選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の

(選挙管理委員会) 二二四

設立届が提出された政治団体の名称等の公表

(同) 二二五

政治団体の異動事項等の公表

(同) 二二六

解散届が提出された政治団体の名称等の公表

(同) 二二七

指定届が提出された資金管理団体の名称等の公表

(同) 二二九

資金管理団体でなくなつた政治団体の名称等の公表

(同) 二二九

個人演説会等を開催することができる施設の指定

(同) 二三九

個人演説会等を開催することができない施設の指定取消し

(同) 二三〇

施設の長が不在者投票管理者となる施設の指定

(同) 二三〇

### 公示

特定非営利活動法人の定款変更認証申請

(環境生活政策課) 二三〇

指定自立支援医療機関の指定

(保健医療課) 二三〇

指定自立支援医療機関の変更届出

(同) 二三一

公共測量の実施

(用地課) 二三一

公共測量の終了

(同) 二三一

岐阜県公報

毎週

(火曜日)

発行

(休日)  
(休日に当たる  
ときは翌日)

平成二十八年四月五日

告 示

岐阜県告示第二百五十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十八年四月五日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

郡上市白鳥町中西字長命六三九の一、六三九の五、六四二、字外別一〇八四の二六

〇

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

字長命六三九の一・六三九の五・六四二（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、字外別一〇八四の二六〇（次の図に示す部分に限る。）

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県林政部治山課及び郡上市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第二百五十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十八年四月五日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県古川土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十八年四月五日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	区域変更前後	敷地の幅員	延長	備考
一般国道	三百六十号	飛騨市宮川町打保字保木平八二五番一―地先から同市同町同字同八二七番一〇地先まで	前	三・六 二・六	五四・一	
			後	三・六 七・七	五四・一	

岐阜県告示第二百五十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十八年四月五日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県古川土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十八年四月五日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	区域変更前後	敷地の幅員	延長	備考
一般国道	四百七十号	飛騨市神岡町麻生野字松ヶ瀬一―一番七地先から同市同町同字同一二四番一―地先まで	前	一・五 二・九	六四・〇	
			後	一・六 二・七	六四・〇	

岐阜県告示第二百五十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十八年四月五日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県古川土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十八年四月五日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区	間	区域変更前後	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）	備考
一般国道	四百七十一号	高山市奥飛騨温泉郷一重ケ根字大首一〇四番九三	地先地内	後 前	四〇・二 四〇・四	二・八	

岐阜県告示第二百五十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十八年四月五日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県下呂土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十八年四月五日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区	間	区域変更前後	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）	備考

一般国道	二百五十七号	下呂市馬瀬黒石字横波一三二九番三地从先から	同市同字無笹一五七〇番六地从先まで	前 A	七四 二二・五	八七・二	後 A	七四 二二・五	九六 三三・五	後 B	九六 三三・五	九〇・〇	八七・二	関係図面は及ばず、敷地面積の表示をうけい
------	--------	-----------------------	-------------------	-----	------------	------	-----	------------	------------	-----	------------	------	------	----------------------

岐阜県告示第百六十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十八年四月五日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県下呂土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十八年四月五日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区	間	区域変更前後	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）	備考
県道	山下丸山線	下呂市馬瀬名丸字中柵一五九一番五地从先から	同市同字下島四九〇番一地从先まで	後 前	二・五 四〇・二	四四・九	

岐阜県告示第百六十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十八年四月五日から二週間岐阜県県土整備部道路維持

課及び岐阜県揖斐土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十八年四月五日

岐阜県知事 古田 肇

道路の種類	路線名	区間	区域変更	敷地の幅員	延長	備考
県道	本山 東線	揖斐郡揖斐川町日坂字南平一五二七番一―地先から同郡同町同字根々川一〇四番三―地先まで	別前後	ル(メートル)	ル(メートル)	
			後B	二〇・二 三・六	一九・三	
			前A	四・二 二七・六	一八・六	
						う分地すに係図は及びのる表はA B A及びい区敷示面関び

岐阜県告示第二百六十二号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十八年四月五日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県古川土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十八年四月五日

岐阜県知事 古田 肇

道路の種類	路線名	区間	延長	供用開始の期日	備考
県道	四百七十七号	高山市奥飛騨温泉郷一重ケ根字大首二〇四番九三―地先地内	ル(メートル)	平成二六・四・五	平成二六・四・五
					備(区域)の考(決定)又は(変更)の告知(年月日)は(ほか)

岐阜県告示第二百六十三号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十八年四月五日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県古川土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十八年四月五日

岐阜県知事 古田 肇

道路の種類	路線名	区間	延長	供用開始の期日	備考
一般国道	四百七十七号	飛騨市宮川町大無雁字どんたいら二一四七番二―地先から同市同町同字同一四五番地先まで	ル(メートル)	平成二六・四・五	平成二六・四・五
					備(区域)の考(決定)又は(変更)の告知(年月日)は(ほか)

岐阜県告示第二百六十四号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十八年四月五日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県古川土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十八年四月五日

岐阜県知事 古田 肇

道路の種類	路線名	区間	延長	供用開始の期日	備考
一般国道	四百七十七号	飛騨市宮川町大無雁字どんたいら二一四七番二―地先から同市同町同字同一四五番地先まで	ル(メートル)	平成二六・四・五	平成二六・四・五
					備(区域)の考(決定)又は(変更)の告知(年月日)は(ほか)

一般国道	四百七十号	飛騨市神岡町麻生野字松ヶ瀬 一―一―番七地先から 同 市同 町同 字同 二―四番一―地先まで	六四・〇	平成 二六・四・五	平成 二七・一・七
------	-------	---	------	--------------	--------------

岐阜県告示第二百六十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十八年四月五日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県多治見土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十八年四月五日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	延長（メートル）	供用開始の期日	備考（区域又は決定又は変更の告示年月日ほか）
県道	多治見線 八百津線	多治見市虎溪山町二丁目五九番地先から 同 市同 町三丁目一―七番三―地先まで	一三三・〇	平成 二六・四・五	平成 二七・一・三

岐阜県告示第二百六十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十八年四月五日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県郡上土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十八年四月五日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	延長（メートル）	供用開始の期日	備考（区域又は決定又は変更の告示年月日ほか）
県道	白鹿山倉線	郡上市美並町白山字羽佐古口 四六九番五地先から 同 市同 町同 字同 四六九番九地先まで	四七・〇	平成 二六・四・五	平成 二六・三・四

岐阜県告示第二百六十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十八年四月五日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県下呂土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十八年四月五日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	延長（メートル）	供用開始の期日	備考（区域又は決定又は変更の告示年月日ほか）
県道	御岳山線 朝日線	下呂市小坂町落合字唐谷三三 七六番一―地先地内	一、〇四・五	平成 二六・四・五	平成 二七・四・三

岐阜県告示第二百六十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十八年四月五日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県可茂土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十八年四月五日

岐阜県知事 古田 肇

道路の種類	路線名	区	間	延長（メートル）	供用開始の期日	備考（区域の変更又は年月日ほか）
国道	七富加線 宗加線		加茂郡七宗町神淵字上阿羅田 一六〇三番一―地先から 同郡同町同字下阿羅田 一六五八番二地先まで	三五〇	平成 二六・四・五	平成 二六・三・元

岐阜県告示第二百六十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十八年四月五日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県可茂土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十八年四月五日

岐阜県知事 古田 肇

道路の種類	路線名	区	間	延長（メートル）	供用開始の期日	備考（区域の変更又は年月日ほか）

国道	上麻生線 停車場線	加茂郡七宗町上麻生字戸苅平 一五九四番一―地先から 同郡同町同字戸苅直 一五一三番五地先まで	二五二	平成 二六・四・五	平成 二七・三・二
----	--------------	---	-----	--------------	--------------

選挙管理委員会告示

岐阜県選挙管理委員会告示第十八号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第一項及び第七十五条第一項の規定による選挙権を有する者の総数の五十分の一の数並びに同法第七十六条第一項、第八十条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第八条第一項の規定による選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあってはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあってはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。

平成二十八年四月五日

岐阜県選挙管理委員会

委員長 大松 利幸

1 平成28年3月2日現在において選挙人名簿に登録されている者の総数

1,662,102人

2 総数の50分の1の数

33,243人

3 総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。

て得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数)  
307,763人

4 岐阜県議会議員の各選挙区別の総数及び3分の1の数

選挙区名	総数(人)	3分の1の数(人)
岐阜市	332,468	110,823
大垣市	144,667	48,223
高山市	74,953	24,985
多治見市	92,424	30,808
関市	72,691	24,231
中津川市	65,585	21,862
美濃市	17,980	5,994
瑞浪市	31,327	10,443
羽島市	54,458	18,153
恵那市	42,862	14,288
美濃加茂市	41,010	13,670
土岐市	48,587	16,196
各務原市	118,070	39,357
可児市	93,012	31,004
山県市	23,143	7,715

その他の政治団体(政党及び政治資金団体以外の政治団体)  
国会議員関係政治団体以外の政治団体

瑞穂市	40,471	13,491
飛騨市	21,376	7,126
本巣市	42,001	14,001
郡上市	36,210	12,070
下呂市	28,557	9,519
海津市	29,960	9,987
羽島郡	37,421	12,474
養老郡	24,988	8,330
不破郡	28,597	9,533
安八郡	19,648	6,550
揖斐郡	56,996	18,999
加茂郡	42,640	14,214

岐阜県選挙管理委員会告示第十九号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第六条第一項の規定により、政治団体設立届が提出されたので、同法第七条の二第一項の規定により、その名称等を次のとおり変更した。

平成二十八年四月五日

岐阜県選挙管理委員会  
委員長 大 松 利 幸

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
小川ゆうき後援会	中島真寿	渡辺和子	瑞浪市釜戸町2943	平成28年2月8日
加藤ひろあきを育てる会	宇野敏勝	加藤裕章	山県市大桑2286	平成28年2月18日
加藤よしのぶ後援会	加藤義信	加藤義信	山県市伊佐美414 1	平成28年2月15日
久保田よしひろ後援会	杉原輝彦	久保田 勲	揖斐郡池田町沓井1352	平成28年2月12日
大志クラブ	栗山貴絵	安江廣男	加茂郡白川町黒川12465 1	平成28年2月29日
竹中光重後援会	岩村雅人	竹中千代子	羽島郡笠松町奈良町77 3	平成28年2月19日
飛越政治経済研究所	船坂勝美	尾内治良	飛騨市古川町数河423 2	平成28年2月9日
船坂勝美後援会	柚原賢伍	尾内治良	飛騨市神岡町柏原204 2	平成28年2月9日
古川雅一後援会	古川雅一	古川たか子	山県市伊佐美312 4	平成28年2月5日
まつばら弘後援会	松原弘	柘植康弘	中津川市本町2 7 26	平成28年1月4日
山口一美と美山をよりよくしたい会	山口一美	山口シゲ子	山県市岩佐1065	平成28年2月24日

異動事項等を次のとおり告示する。

平成二十八年四月五日

岐阜県選挙管理委員会  
委員長 大 松 利 幸

岐阜県選挙管理委員会告示第一一七号  
政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七條第一項の規定により、岐阜県の選出事項の異動届が提出されたのび、同法第七條の二第一項の規定により、その

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異年月日
自由民主党恵那市支部	水野正敏	会計責任者	柘植 光	伊東靖英	平成28年2月8日
自由民主党川辺町支部	桜井真茂	会計責任者	佐伯雄幸	長尾 諭	平成28年2月26日
自由民主党富加町支部	佐曾利敏	会計責任者	川崎伸泰	井戸 亨	平成27年8月1日



自由民主党丹生川村支部	車 戸 明 良	会計責任者	西 上 誠	竹 腰 賢 司	平成28年 1月30日
自由民主党美濃加茂市支部	小 川 恒 雄	会計責任者	牧 田 秀 憲	村 瀬 正 樹	平成27年 7月26日
あしたば会	北 村 裕	代表者	北 村 裕	高 畑 正	平成27年 11月5日
粟原省二後援会	粟 原 省 二	代表者	粟 原 省 二	粟 原 尚 志	平成28年 2月29日
伊藤健二後援会	松 本 喜代子	主たる事務所の所在地	可児市土田1164 9	可児市川合920	平成28年 2月1日
大西恵子後援会	大 西 恵 子	会計責任者	大 西 恵 子	窪 田 信 博	平成28年 2月25日
岐阜県測量設計政治連盟	山 本 光 哲	主たる事務所の所在地	本巣市石神707 2	本巣市有里517 2	平成28年 2月21日
晴友会	岩 塚 一 雄	代表者	岩 塚 一 雄	竹 内 俊 一	平成27年 10月20日
宗宮孝生後援会	宗 宮 善 和	代表者	宗 宮 善 和	樋 口 直 嗣	平成28年 2月1日
	宗 宮 善 和	会計責任者	内 藤 孝 義	所	
たはらりかとつながる生き活き会議	平 井 治 彦	会計責任者	田 治 見 恵 洋	大 竹 悦 子	平成28年 2月14日
電機連合岐阜地協政治活動委員会	西 尾 晃 司	代表者	西 尾 晃 司	野 下 洋 資	平成27年 3月1日
長谷川たかし後援会	森 嶋 和 明	代表者	森 嶋 和 明	長谷川 貴 志	平成28年 2月3日
松田けんじ後援会	松 田 賢 治	会計責任者	松 田 富 子	松 田 哲 治	平成27年 11月30日
悠國會	小 島 啓 嗣	主たる事務所の所在地	愛知県一宮市島村字上深田22	羽島市竹鼻町狐穴1549 3	平成28年 1月5日
養老新未来研究会	安 立 伊 佐 武	会計責任者	伊 藤 哲 男	藤 田 保	平成28年 2月10日
渡辺よしろう後援会	渡 辺 貴 郎	主たる事務所の所在地	岐阜市加納桜道 1 14	岐阜市加納新町48	平成27年 5月1日

備考

悠國會は、主たる活動区域の異動により愛知県選挙管理委員会届出に変更。

岐阜県選挙管理委員会告示第 111 号

岐阜県選挙法 (昭和三十二年法律第百七十四号) 第七十條第一項の規定により、故

因団体組織規則が採択されたので、同条第三項の規定により、その名称等を次のとおりと

した。

平成二十八年四月五日

岐阜県選挙管理委員会  
総務課 大 塚 利 幸

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	解散年月日	政党又は政党の支部の場合その旨の表示	当該政党の支部を支部とする名称	一以上の市町村の区域等を単位として設けられる支部の表示
あしたは会	北村 裕	吉田 尚之	大垣市寺内町2 61	平成27年11月5日			
新しい各務原市を築く会	山口 洋子	山口 仙司	各務原市蘇原持田町5 52	平成27年9月1日			
いさじ由行後援会	伊佐治 由行	澤田 稔	中津川市落合903 2	平成28年1月31日			
興友会	山田 輝雄	淺野 公繼	羽島市江吉良町90	平成27年12月31日			
かかむ和彦後援会	塚田 寿	勝野 恵太	土岐市泉町大富1643 1	平成28年2月12日			
可児市藤井孝男後援会	熊谷 豊一	高垣 守宏	可児市土田3699 1	平成27年12月31日			
藝友会	山村 誠示	清水 善光	関市東門前町6	平成28年2月1日			
杉山まさき後援会	杉山 正樹	杉山 茂樹	山県市高富635	平成28年2月29日			
土本典良後援会	渡邊 秀一	青木 繁	土岐市土岐津町土岐口2162	平成28年2月22日			
ないとう春雄を育てる会	岡田 弘	児玉 孝義	安八郡安八町東結1159	平成28年2月1日			
永田五一後援会	水野 均	永田 大治	土岐市土岐津町土岐口1372	平成28年1月31日			
林まさのり後援会	佐分利 衛	鈴木 弘	土岐市鶴里町柿野406	平成27年12月31日			
船坂勝美後援会	船坂 勝美	河上 達也	飛騨市神岡町柏原204 2	平成27年12月20日			
堀田重一後援会	市橋 詔二	奥村 幸實知	土岐市土岐口北町3 17	平成28年2月2日			
宮嶋かずゆき後援会	宮嶋 和幸	土屋 慎二	土岐市土岐津町土岐口159 2	平成28年2月20日			
村上こうじ後援会	村上 孝志	村上 妙子	可児市愛岐ヶ丘1 90	平成27年7月20日			

吉野誠後援会

中島貞夫

吉野太加志

不破部垂井町1574

12

平成28年  
1月31日

岐阜県選挙管理委員会告示第二十二号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第二項の規定により、資金管理団体指定届が提出されたので、同法第十九条の二第一項の規定により、その名称等を次のとおり告示する。

平成二十八年四月五日

岐阜県選挙管理委員会

委員長 大 松 利 幸

届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名
栗原 省二	北方町議会議員	栗原省二後援会	本巣郡北方町芝原中町6-21	栗原 省二
加藤 義信	山県市議会議員	加藤よしのぶ後援会	山県市伊佐美4-1	加藤 義信
松原 弘	中津川市長	まつばら弘後援会	中津川市本町2-7-26	松原 弘

岐阜県選挙管理委員会告示第二十二号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項第二号の規定により、資金管理団体でなくなった届の届が提出されたので、同法第十九条の二第一項の規定により、その名称等を次のとおり告示する。

平成二十八年四月五日

岐阜県選挙管理委員会

委員長 大 松 利 幸

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	資金管理団体でなくなった年月日
------------------	-----------	-----------------

伊佐治 由行	いさじ由行後援会	平成28年1月31日
杉 山 正 樹	杉山まさき後援会	平成28年2月29日
高 畑 正 正	あしたば会	平成27年11月5日
長谷川 貴 志	長谷川たかし後援会	平成28年2月3日
船 坂 勝 美	船坂勝美後援会	平成27年12月20日
村 上 孝 志	村上こうじ後援会	平成27年7月20日

岐阜県選挙管理委員会告示第二十四号

公職選挙法（昭和二十五年法律第四号）第六十一条第三項第三号の規定による個人演説会、政党演説会及び政党等演説会を開催することができる施設の指定について、次のとおり報告があったの届を受理する。

平成二十八年四月五日

岐阜県選挙管理委員会

委員長 大 松 利 幸

指定した施設

市町村名	施設の名 称	所 在 地	収容人員
岐 阜 市	みんなの森ぎふメディアコアモエ みんなのホール かんがえるスタジオ	岐阜市司町40番地5	230人 100人

岐阜県選挙管理委員会告示第二十五号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第六十一条第一項第三号の規定による個人演説会、政党演説会及び政党等演説会を開催することができる施設の指定の取消しについて、次のとおり報告があったのでその旨告示する。

平成二十八年四月五日

岐阜県選挙管理委員会

委員長 大 松 利 幸

指定を取り消した施設

市町村名	施設 の 名称	所 在 地
中津川市	中津川市農業研修センター	中津川市千田茶1197番地の10

岐阜県選挙管理委員会告示第二十六号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第四項第二号の規定により施設の長が不在者投票管理者となる施設について、次のとおり指定したので、その旨告示する。

平成二十八年四月五日

岐阜県選挙管理委員会

委員長 大 松 利 幸

指定する施設の名称等

名 称	所 在 地
社会福祉法人静風会 特別養護老人ホーム静風苑	大垣市林町7丁目字恵比寿堂618番地1

公 示

特定非営利活動法人の定款変更認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により特定非営利活動法人の定款変更認証の申請があったので、同条第五項で準用する第十条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成二十八年四月五日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 申請のあった年月日 平成二十八年三月八日
- 二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人未来創造プロジェクト
- 三 代表 者 の 氏 名 浅野 幸夫
- 四 主たる事務所の所在地 岐阜県岐阜市東町二丁目三番地 亀甲ビル二〇五号
- 五 定款に記載された目的 この法人は、子どもに対しては人との触れ合いや体験学習等の事業を行う、また成人に対しては日本国民であることは元より、地球人として活躍する人材を育てる事業を行うことで、明るく元気な子どもたちを育てると共に成人に夢と希望を与え、それにより輝ける未来を創造し、もって社会・経済の発展に寄与することを目的とする。

指定自立支援医療機関の指定

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十四条第二項に規定する指定自立支援医療機関の指定をしたので、同法第六十九条の規定により公示する。

平成二十八年四月五日

岐阜県知事 古 田 肇

（業局）

名 称	所 在 地	自立支援医療の種類	年 月 日
ホップそはら薬局	各務原市蘇原東島町四の二	精神通院	平成 六・四・一
ろっけん薬局	各務原市那加東新町二丁目一五番地	精神通院	平成 六・四・一
しょうなん調剤薬局大福店	岐阜市大福町八の七四の一	精神通院	平成 六・四・一

指定自立支援医療機関の変更届出

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第六十四条の規定により次の指定自立支援医療機関から変更の届出があったので、同法第六十九条の規定により公示する。

平成二十八年四月五日

岐阜県知事 古 田 肇

精神通院医療に係るもの  
（病院又は診療所）

名 称	所 在 地	自立支援医療を担当する診療科名	自立支援医療の種類	年 月 日
なかしま脳神経外科クリニック	岐阜市則武東二丁目一五の一八	脳神経外科・神経内科	精神通院	平成 六・三・二四
社会医療法人白鳳会鷺見病院	郡上市白鳥町白鳥二の一	脳神経外科	精神通院	平成 六・三・三

公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により岐阜県知事から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十八年四月五日

岐阜県知事 古 田 肇

公共測量の終了

- 一 作業機関  
岐阜県
- 二 作業種類  
公共測量（三級水準測量）
- 三 作業期間  
平成二十八年三月二十八日から  
同 年六月十六日まで
- 四 作業地域  
岐阜市及び羽島郡岐南町

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により国土交通省中部地方整備局矢作ダム管理所長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十八年四月五日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 作業機関  
国土交通省中部地方整備局矢作ダム管理所
- 二 作業種類  
公共測量（航空レーザ測量）
- 三 作業期間  
平成二十七年八月二十七日から  
同 二十八年二月二十九日まで
- 四 作業地域  
恵那市串原及び上矢作町地内

公共測量の終了

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により関市長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十八年四月五日

岐阜県知事 古田 肇

一 作業機関

関市

二 作業種類

公共測量（二級及び三級基準点のパラメータ補正）

三 作業期間

平成二十七年九月十五日から  
同二十八年三月十六日まで

四 作業地域

関市 鑄物師屋

関ヶ原都市計画の図書の縦覧

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項の規定において準用する同法第二十条第一項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項の規定において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十八年四月五日

岐阜県知事 古田 肇

一 都市計画の種類及び名称

関ヶ原都市計画 下水道

関ヶ原町公共下水道

二 縦覧場所

岐阜県都市建設部都市政策課及び関ヶ原町水道環境課

関ヶ原都市計画の図書の縦覧

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項の規定において準用する同法第二十条第一項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項の規定において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十八年四月五日

岐阜県知事 古田 肇

一 都市計画の種類及び名称

関ヶ原都市計画 ゴミ焼却場

一号 関ヶ原町こみ焼却場

二 縦覧場所

岐阜県都市建設部都市政策課及び関ヶ原町水道環境課

落札者等に関する公示

岐阜県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成七年岐阜県規則第百二十号）第十一条の規定により、次のとおり落札者等について公示する。

平成二十八年四月五日

岐阜県知事 古田 肇

1 購入物品及び数量 岐阜県可茂総合庁舎、岐阜県中濃総合庁舎、岐阜県郡上総合庁舎等で使用する電気（予定数量） 1,320,900KWh

2 供給期間 平成28年4月1日0時から平成29年3月31日24時まで

3 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

4 入札公告を行った日 平成28年1月8日

5 落札者を決定した日 平成28年2月19日

6 落札者の住所及び氏名 東京都港区芝公園二丁目6番3号

株式会社エネット  
代表取締役 武田 勉

7 落札金額 25,087,453円

8 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

(1) 部局の名称 岐阜県可茂県事務所振興防災課管理調整係

(2) 所 在 地 美濃加茂市古井町下古井2610 1

平成二十八年四月五日発行

発行者  
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一  
岐阜県庁

編集

岐阜市三輪ふりとびあ十三  
岐阜文芸社